

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第5章：知的財産権侵害に関連する民事訴訟

5-1. 民事訴訟制度について

タイの司法制度は、三審制、すなわち、第一審裁判所、控訴審、そして最高裁判所を最高権威機関としている。しかし、知的財産ケースのような特別事件の場合は、二審制を取っている。IP・IT裁判所は知的財産及び国際貿易に関する民事・刑事事件を管轄しており、外債の訴訟をも含む。IP・IT裁判所の判決事案は最高裁判所のIP・IT部署に直接控訴することが出来る。

5-2. 民事的救済の性質

タイでは、実際の損害に対する一般的条項を定めている。原告は、損害額についての証明義務を有している。タイは法定の損害制度を採用している。原告は実際の損害額を得ることが出来るが、現在のタイの法律で利益高を請求することは難しい。

著作権法(第76条)によれば、裁判所の判決例に準じて科された罰金の二分の一は、著作権者もしくは実演家の権利者に対して支払われなければならない。しかし、その支払いは、著作権者もしくは実演家権者らが、著作権者もしくは実演家権者が受け取った上記の罰金額を超えた金額の損害賠償を求める権利を妨げるものではない。

一般的に、知的財産侵害の民事的救済は、実際の損害額の賠償である。原告は実際の損害を回復できるが、タイの法のもとでその利益高や懲罰的損害賠償を請求するのは困難である。しかしながら、最近の裁判所判決によると、TRIPs協定で要求されている「適当な賠償」が強調されており、結果として、より重要な損害額が支給されている。

損害は権利者が被った損失、もしくはその侵害によって侵害者が得た利益に基づいている。もしそのどちらかを決定することが困難な場合、その損害は、必要に応じてライセンス実施料をもとに計算されなければならない。裁判所は、権利者の要求に従って、侵害調査費用や侵害を止めさせるための費用、代理人費用のすべてもしくはその一部の費用、といった適当な費用を、支給すべき損害額として組み入れることができる。

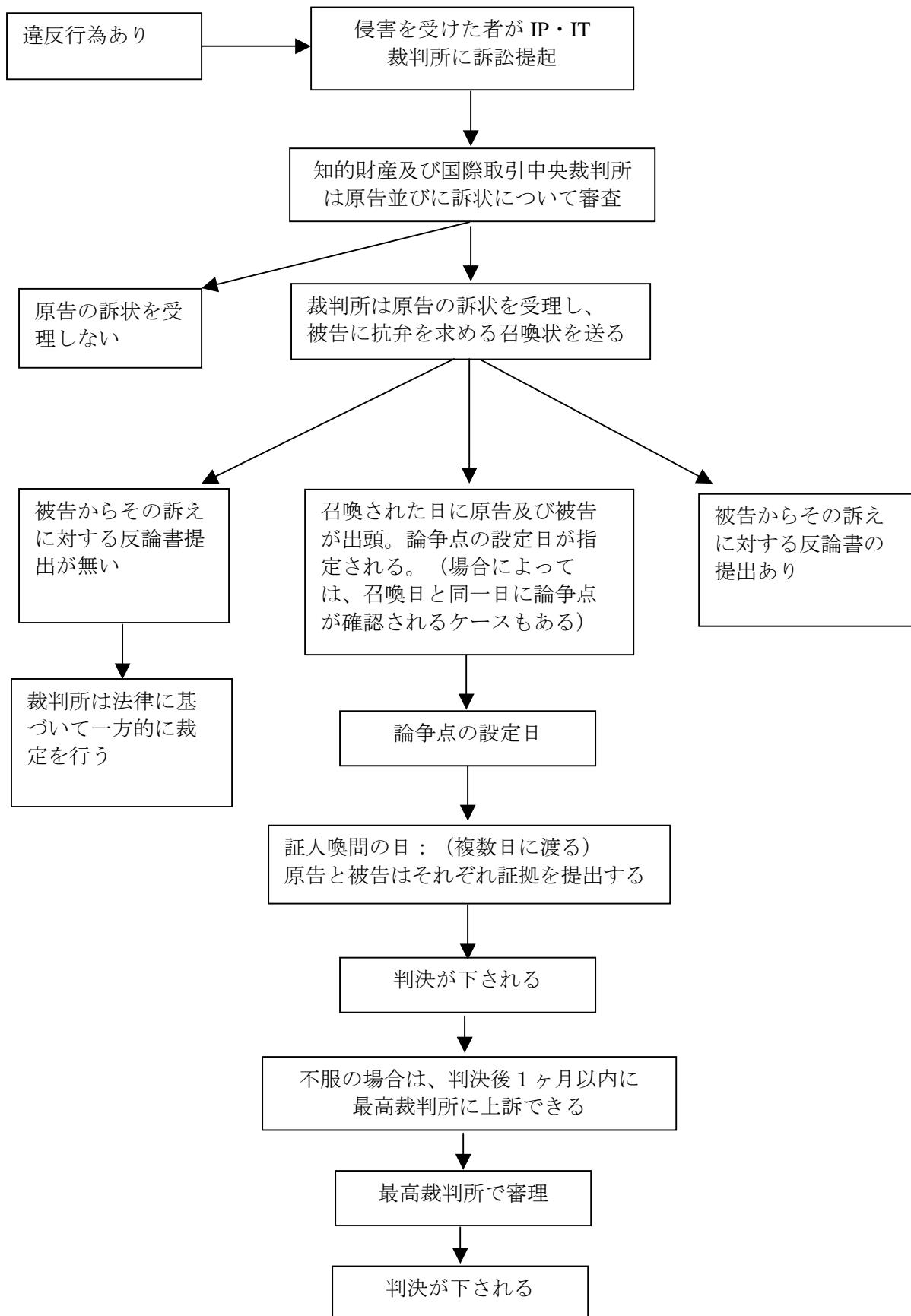
特許登録済みの製品を業として使用もしくは販売した者は、もしその者が法的な手段により製品を取得したということを証明することが出来る場合には、特許権者に対して損害を支払う責任は無い。

5-3. 証拠の作成

民事事件を準備するにあたり、原告は、侵害者に対し、その訴訟を補強するために証拠を集めて提出しなければならない。原告は、調査を行い、侵害者、侵害場所、侵害物の品質を特定化しなければならない。さらに、証明可能な損害額を考慮し、かつ、侵害者が判決の際に支払える資産があるかどうかについても考慮することが大切である。

外国からの証拠については、如何なる書類であれ、タイ大使館もしくは領事館にて公証手続き及び認証手続きが必要である。また、外国語で書かれた如何なる文書書類もタイ語に翻訳されなければならない。

5-4. 民事訴訟手続きのフローチャート



5-5. 民事訴訟手続きについて

原告が IP・IT 裁判所に訴状を提出した後、IP・IT 裁判所は検討し受理するか、もしくは拒否し原告にその訴状を返却する。IP・IT 裁判所により訴状が受理されると、IP・IT 裁判所は原告の訴状コピーと共に、被告へ召喚状を発行し出頭を命じる。一方、原告はその訴状の登録日から 7 日以内に、上記の召喚状の送達を行うよう、IP・IT 裁判所の担当者に請願しなければならない。

(注：もしその原告がその訴状の登録日から 7 日以内に上記担当者に請願しなかった場合、その訴状提起は却下される。(民商法第 174 条 (1) より))

その後、被告は、召喚状及び訴状の送達日から起算して 15 日以内に、裁判所に文書にて反論書を提出しなければならない。

被告は、原告の主張のすべてもしくは一部に同意するか、否認するのか、もし否認する場合にはその理由を文書にて回答しなければならない。もしその反論書の内容が、訴状の原文と全く関係が無かった場合、IP・IT 裁判所は被告に対し、別の訴訟として分けるよう、命じなければならない。反論書は、裁判所にて審査され受理されるか、もしくは返還され拒絶される。

訴状の提出後に、答弁書及び反論書(必要な場合)が提出された後、IP・IT 裁判所は、指定日において「論争点の確認」をするための日を当事者らに対して設定しなければならない。その論争点確認日は、上記指定日から少なくとも 15 日間以降に設定しなければならない。但し以下の案件を除く。

- ① 被告が答弁をしなかった場合
- ② その答弁が、訴状全体について同意を認めている場合
- ③ その答弁が、原告の主張を理由無く拒否しており、IP・IT 裁判所が論争点を設定する必要がある、と判断した場合
- ④ IP・IT 裁判所が、証拠の引用無しに、全てのケースを処理するほうがより妥当である、と判断した場合。
- ⑤ そのケースが些細なケース、もしくは単純なケースである場合
- ⑥ IP・IT 裁判所が、その論争点は単純であるか、もしくは論争点を設定する必要がある、と判断した場合。

もし、論争点の設定をする必要がある場合、IP・IT 裁判所は論争点の設定を維持し(必要に応じて)証人喚問の日(Taking Evidence)を設定し、両者がその命令を知っているか、もしくはその命令を知っているかに関わらず、両者はその出頭命令に従わなければならない。

当事者は論争点の設定について合意し、その論争点の設定についての共同の供述書を IP・IT 裁判所に提出する。その場合、IP・IT 裁判所はその論点に従って論争点を設定しなければならない。しかしながら、もしその供述書が正しくないと IP・IT 裁判所が判断した場合には、IP・IT 裁判所はその供述書を撤回し論争点の設定をするよう命じる権限がある。

論争点の設定の日に、当事者両者は裁判所に出頭し、IP・IT 裁判所は訴状、及び当事者の供述書を審査する。

IP・IT 裁判所は、主張、論点を比較及び説明し、当事者に対し、主張や論点及び裁判所に提出された証拠について、当事者がそれぞれ同意するのか、それとも争うのかについて、質問する。当事者によって提出された如何なる事実も、相当に決定に役立たなければならない。一方の当事者により提起されたが、もう一方の当事者に否定された点もしくは事実で、それが訴状の論点に直接的に関係している場合、IP・IT 裁判所は、争点のポイントを確定し、すべての論点について、証拠を(証人喚問日の期間にわたって)提示するよう命じなければならない。

IP・IT 裁判所での当事者への尋問に際し、当事者はそれぞれ、IP・IT 裁判所から聞かれた質問に答えるか、もしくは相手側の主張、論点、そして相手側が IP・IT 裁判所に提出した証拠についての事実点について相手側から要求を受けていることについて、答えなければならない。

そして、もし、一方の側が、事実に基づいた質問に答えなかったり、また根拠無く事実を否定した場合、その者はその事実を認めたもの、とみなされる。但し、その者がそのときに答える状況下にないか、あるいは否定する理由を示す状況下でない場合を除く。

当事者らは、IP・IT 裁判所にて設定された争点もしくは事実証明が正しくない、と口頭証言の際に反論するか、または IP・IT 裁判所が争点若しくは事実証明を設定するよう命じた日から 7 日以内に IP・IT 裁判所に申し立て書を提出することが出来る。IP・IT 裁判所は、証人喚問の日よりも前の日に、反論について決定しなければならない。

論争点を設定する時に、IP・IT 裁判所は論争点の設定の日から起算して少なくとも 10 日間以上の期間に、証人喚問の日を決定しなければならない。もし論争点の設定が無い場合、IP・IT 裁判所は、証人喚問の日を確定した出頭命令を出し、両者に通知する。その結果、両者は、10 日間を超えた日以内にその出頭命令の通知を受ける。

第6章：知的財産権侵害に関連する刑事訴訟

6-1. 対象となる侵害行為

TRIPs 協定の第61条によると、加盟国は商業的規模の知的財産権侵害について刑事罰を定めなければならない。タイ国は、上記の TRIPs 協定第61条に基づいて、知的財産権侵害について罰金や拘禁刑を含む形而上の制裁を採用し、タイの IP 法にはすべて知的財産権侵害行為に対する刑事上の制裁を定めている。

[特許法]

特許法（第2版改訂、1992年）及び特許法（第3版改訂、1999年）において、特許行為に関する刑事的制裁は以下の通り定められている。

(i) 刑事上の制裁

- ① 物に関する特許（特許法第36条）：特許権者の許可無しに、生産、使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、国内への輸入を行うこと。
- ② 方法に関する特許（第36条）：特許権者の許可無しに、その特許権に基づいた方法を使用、生産に使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、もしくはその特許権による方法を使用して生産した製品を販売又は輸入すること。
- ③ 刑罰：2年以下の拘禁刑もしくは40万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

(ii) 特許法に関するその他の救済措置

- ① 禁止命令（第77条の2）：第36条、第63条、又は第36条を準用する第65条の10において特許権者又は小特許権者の権利侵害が生じる可能性が高いという証拠があった場合、特許権者又は小特許権者は当該者に対して行為を中止するよう中止命令を裁判所に求めることができる。中止命令の発令は第77条の3の特許権者又は小特許権者の損害賠償請求権を損なうものではない。
- ② 損害賠償請求（第77条の3）：第36条、第63条、第36条に関連する第65条の10に基づく特許権者又は小特許権者の権利侵害が生じた場合、裁判所は侵害者に対し、損害の度合い及び利益損失、特許権者または小特許権者の権利行使にかかる費用を考慮して適当と認められた金額を損害賠償として支払うよう命令する権限を有する。
- ③ 侵害品の没収及び破壊（第77条の4）：第36条、第63条、及び第36条に関連する第65条10の特許権者または小特許権者の権利侵害行為による侵害者の全ての商品は没収される。裁判所が適当と判断した場合、裁判所は当該商品の頒布を防止する他の方法あるいは当該商品の破壊を命じることができる。

[商標法]

タイで保護されている登録商標の侵害者に対する刑事訴訟は、商標法（第2版改訂、2000年）の罰則の規定下の刑事違反行為とされる。刑事的制裁に関する規定は以下の通りである。

- ① 国で登録されている他人の商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を偽造すること（第108条）
刑罰内容：4年を超えない懲役若しくは40万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ② タイ国で登録されている他人の商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を、その他人の商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標であると公衆に誤解させるように模倣すること（第109条）
刑罰内容：2年を超えない禁錮刑若しくは20万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。

- ③ 偽造された商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付した物品をタイ国で輸入、販売、販売促進又は販売を目的として所持すること（第 110 条）
刑罰内容：4 年を超えない禁錮刑若しくは 40 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ④ 他者の商標を模倣した商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付した物品をタイ国で輸入、販売、販売促進、又は販売を目的として所持すること（第 110 条）
刑罰内容：2 年を超えない禁錮刑若しくは 20 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ⑤ 偽造された商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付して役務を提供若しくは申し出ること（第 111 条）
刑罰内容：4 年を超えない禁錮刑若しくは 40 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ⑥ 他人の商標を模倣した商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付して役務を提供若しくは申し出ること（第 111 条）
刑罰内容：2 年を超えない禁錮刑若しくは 20 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ⑦ 商標法に反するその他の救済措置：タイ商標法に違反する行為で、販売のためタイ国に輸入された物品、若しくは販売のため所有されていたすべての物品は、判決に基づいて処罰された者の有無を問わず、すべて没収される。（第 115 条）

〔著作権法〕

タイで保護されている著作権物の侵害者に対する刑事訴訟は、著作権法（1994 年）の罰則の規定下の刑事違反行為とされる。刑事的制裁に関する規定は以下の第 69-77 条である。

- ① 著作権者による許可を得ないで複製、改変をすること、もしくは公衆へ伝達すること。（第 27 条）
刑罰内容（第 69 条）：2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 6 ヶ月以上 4 年を越えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。
- ② 著作権を有する視聴覚著作物、映画、録音著作物の音、絵に対して、著作権者による許可を得ないで複製又は改変をすること、公衆への伝達をすること、もしくは原本または複製物を貸与すること（第 28 条）
刑罰内容（第 69 条）：2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 6 ヶ月以上 4 年を越えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。
- ③ 著作権を有する音、絵を発する著作物に対して、著作権者による許可を得ないで、視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵を発する著作物の全部又は一部の製作をすること、もしくは音と絵の全部又は一部を複製すること、もしくは金銭又は商業上の利益を得て、音、絵を発する著作物を公衆に見せ、聞かせること。（第 29 条）
刑罰内容（第 69 条）：2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 6 ヶ月以上 4 年を越えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。
- ④ 電子計算機のプログラムに対して、著作権者の許可を得ないで、複製し又は改変、もしくは公衆に伝達すること、もしくは原本又は複製を貸与すること。（第 30 条）

刑罰内容(第 69 条) : 2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 6 ヶ月以上 4 年を超えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。

- ⑤ 他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として、販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと、もしくは公衆に伝達すること、もしくは頒布して著作者に損害を与えること、もしくはタイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること。(第 31 条)

刑罰内容(第 70 条) : 1 万タイバーツ以上 10 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 3 ヶ月以上 2 年を超えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。

- ⑥ 著作権法に反するその他の救済措置 : 著作権法に基づく著作権又は実演家の権利を侵害して製作し輸入し、第 69 条又は第 70 条に基づく違反者の所有物であるものは、著作権者又は実演家の権利を有する者に帰属するものとする。違反して使用されたものは没収される。(第 75 条)

- ⑦ 判決により納付された罰金の半額は著作権者又は実演家の権利を有する者に支払わなければならない。但し、著作権者又は実演家の権利を有する者は受領した罰金を超える分について民事上の損害賠償を訴えることができ、罰金の支払いはなんら著作者の権利又は実演家の権利に影響を与えない。(第 75 条)

[集積回路の回路図保護法]

集積回路の回路図の侵害者に対する刑事訴訟は、集積回路の回路図保護法(2000 年)の罰則の規定下の刑事違反行為とされる。刑事的制裁に関する規定は以下の通りである。

- ① 正規権利者の許可を受けずに登録済みの回路図を複製すること

刑罰内容(第 48 条) : 5 万タイバーツ以上 50 万タイバーツを超えない罰金。

- ② 回路図を商業的目的で輸入、販売、もしくは頒布すること

刑罰内容(第 49 条) : 2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。

- ③ 集積回路の回路図保護法に反するその他の救済措置(第 53 条) : 違反者が第 48 条もしくは第 49 条のもとで違反行為を行ったことについて裁判所が判決を下した場合、裁判所は、正規権利者の権利を侵害して違反者に所有されていた物を押収しなければならない。裁判所が適切と判断した場合には、将来においてそれらが頒布されることを防ぐため、違反物を破壊するよう命じることができる。(第 75 条)

[種苗法]

タイ国種苗法(1999 年)下の違反行為者に対する刑事的制裁は、以下の通りである。

- ① 正規権利者からの許可を受けずに、植物新品種の繁殖種の生産、販売、輸入、輸出、あるいは前述の行為のいずれかの行為を行うために所持すること。(第 64 条)

刑罰内容 : 2 年を超えない禁錮刑若しくは 40 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。

- ② 正規権利者からの許可を受けずに、地域固有植物品種の繁殖種について、品種の改良、研究、実験、調査、生産、販売、輸出、あるいはその繁殖種の宣伝のためのあらゆる様式の頒布を行うこと。(第 64 条)

刑罰内容 : 2 年を超えない禁錮刑若しくは 40 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。

- ③ 植物品種が、種苗法に基づいて保護を受けた植物品種であると他人に誤解させる目的で、偽造あるいは模倣した標章を使用、あるいはその他の行為を行なうこと。（第 67 条）
刑罰内容：6 ヶ月以上 5 年以下の禁錮刑及び 2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツ以下の罰金を科せられる。

6-2. 刑事罰を課するための要件（違法性、有責性）

知的財産侵害や模倣行為は、民事上の責任若しくは刑事上の責任となりうる。しかしながら、民事上の責任は「過失」が生じた場合に生じるのに対し、刑事上の責任は、その者が故意にその行為を行ったときのみが生じる点で少し異なっている。民事上及び刑事上の責任は、同一の違反行為から発生する。

刑事上の違反についての「故意」の要素：

タイの法律では、その者がその行為を故意に行ったときのみについて刑事上の違反であると判断される。但し、その者が、不注意でその行為を行ったとしても違反となる、と法が規定している場合、もしくはその者が、たとえ故意無しにその行為を行ったとしても違反となる、と法が明確に規定している場合は除く。しかしながら、知的財産関連法では、その者が意図せずにその行為を行った場合に違反する、とは規定していない。

以下の知的財産関連法では、刑事上の責任について「故意」の要素を求めている。

〔特許法〕

特許法では、特許の刑事的侵害に故意が必要かどうかについては特別に定めていない。

〔商標法〕

訴え人は、裁判所に対し、その商標が他者のものであると消費者が誤解したり、及び/もしくは消費者への混乱を導いた、という故意を裁判所に確証させるために、登録商標の模倣を証明しなければならない。

〔著作権法〕

他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行っていた場合(第 31 条)、すなわち、

- ・ 販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと
- ・ 公衆に伝達すること
- ・ 頒布して著作者に損害を与えること
- ・ タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること

訴え人は、裁判所に対して上記の商業目的の事実があったことを証明しなければならない。

〔集積回路図保護法〕

集積された集積回路のタイへの輸入、販売あるいは頒布を行った者がいた場合、訴え人は、裁判所に対して上記の商業目的の事実があったことを証明しなければならない。

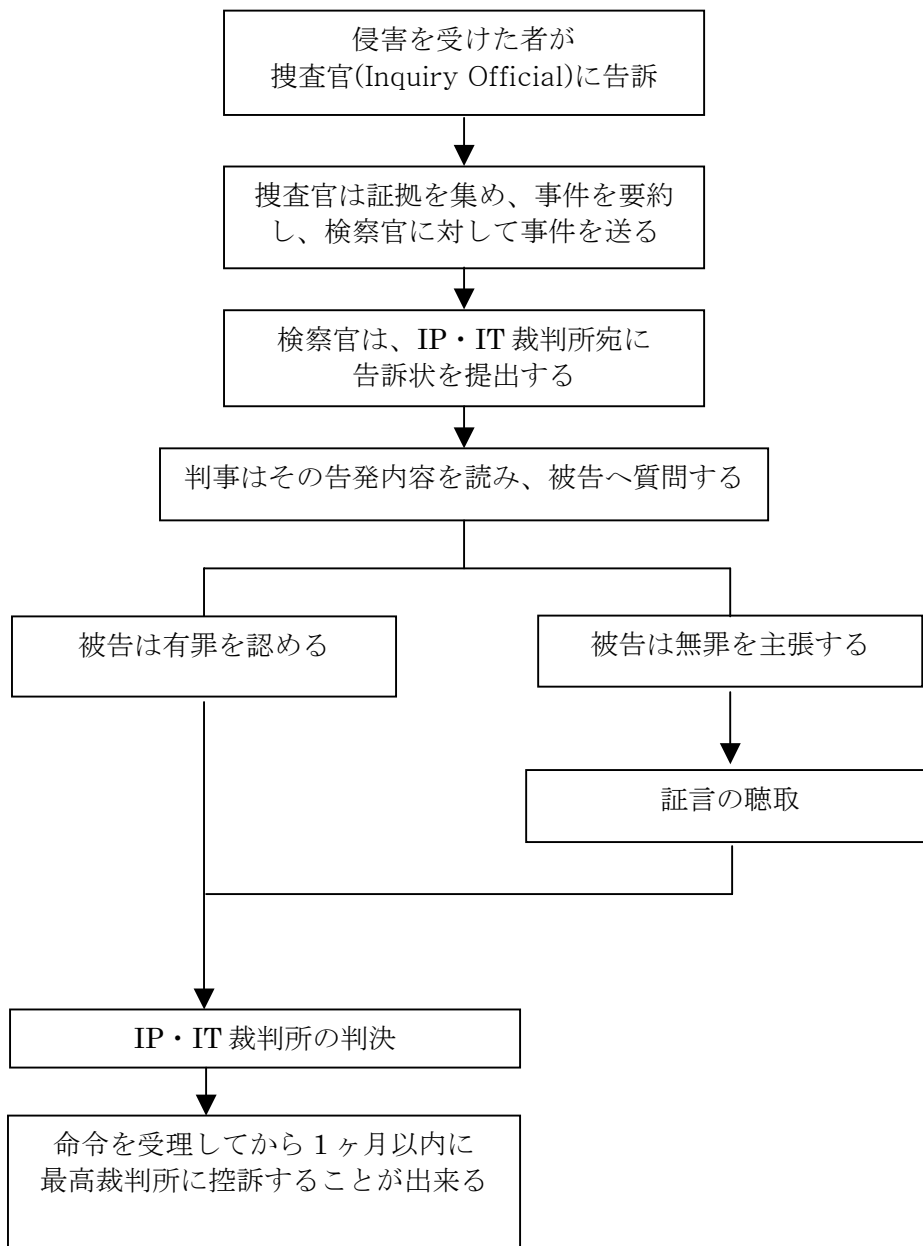
〔種苗法〕

種苗法では、種苗の刑事的侵害に故意が必要かどうかについては特別に定めていない。

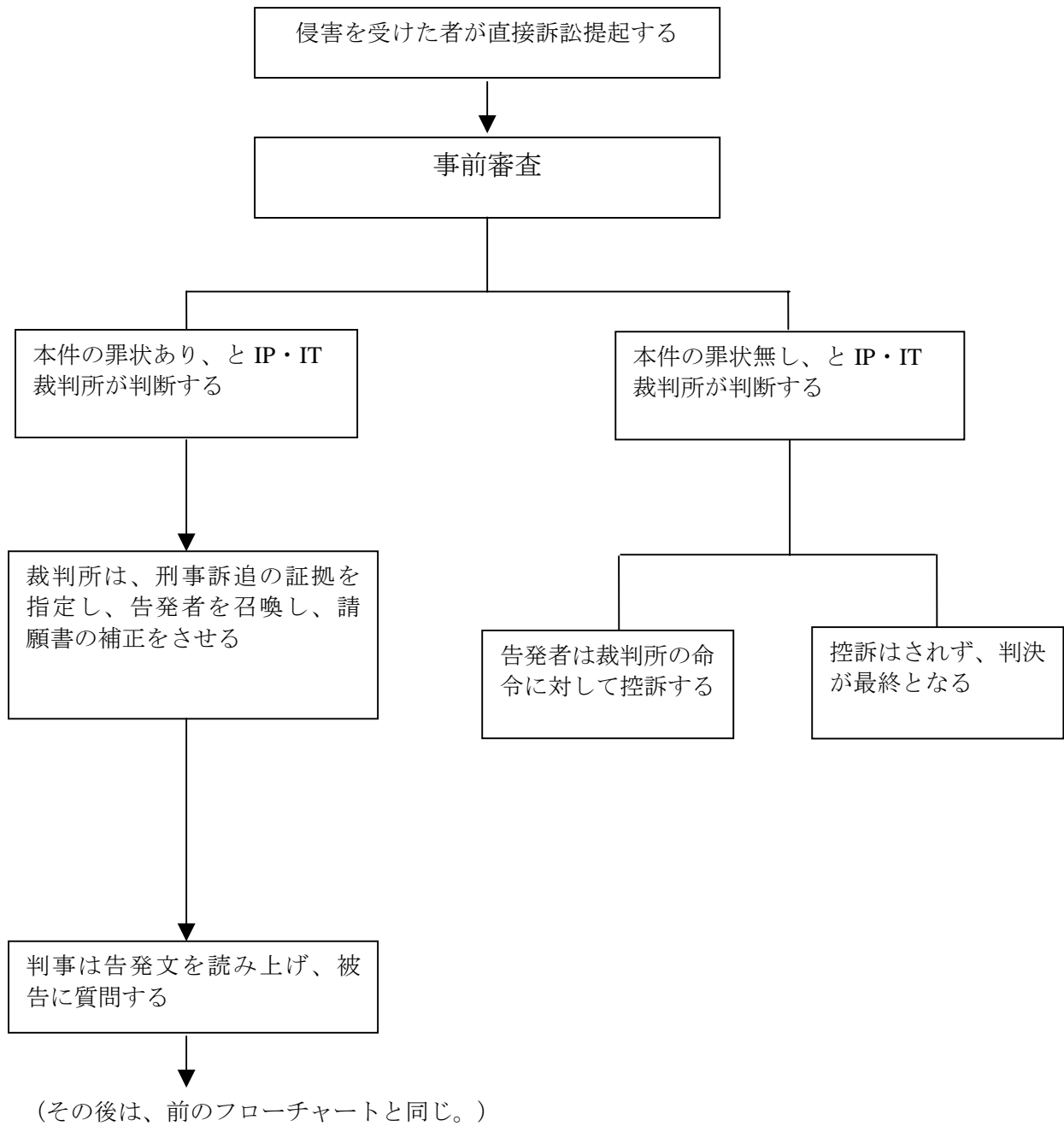
故意の要素（Intentional Element）の立証責任：

故意の要素の立証責任は原告の下にかかっている。刑事事件の立証責任は非常に高い。もし適当な疑いが存在した場合、その疑いの利益は、告発された者に与えられることになるだろう。その場合には、その違反が確かに犯され、かつ告発された者がその違反を行ったということについて裁判所に完全に満足させるまで、有罪の決定は出されない。

6-3. 刑事訴訟手続きのフローチャート（検察官が訴訟告発者の場合）



6-4. 刑事訴訟手続きのフローチャート（侵害を受けた者が告発者の場合）



6-5. 刑事訴訟の手続きについて

告訴を提起することの出来る者：

現在のタイの法律では、正規の知的財産権利者のみが侵害行為に対する法的アクションを起こすことが出来る。主な流通業者もしくは副流通業者も、たとえ独占的若しくは非独占的であったとしても、法的アクションを起こすことは出来ないが、もしその流通業者もしくは副流通業者らが委任状により知的財産権者から権限を委任されていた場合は除く。

告訴状の提出先：

侵害者に対して刑事訴訟の提起を求める知的財産権者は、以下の機関のいずれかに告訴状を提出することが出来る。

- ① IP・IT 裁判所、もしくは
- ② IP Enforcement を扱っている管轄の警察機関、例えば ECOTEC, DSI、もしくは地元警察署

知的財産権者が IP・IT 裁判所に直接告訴を行った場合、その者は侵害者に対する証拠をすべて自分で集めなければならない。さらに、裁判所がその案件を受審する前に、その者は裁判所に侵害者とその違反行為を行っているということを十分に実証しているという罪状を確立しなければならない。

告訴状が一旦提出されると、知的財産権者は、事前聴取の際に侵害に罪状があることを署名しなければならない。その際に、侵害者は侵害を防御する機会を与えられる。従って殆どの場合、侵害を受けた者が直接 IP・IT 裁判所に告訴をすることはあまり実用的ではない。

タイでは、殆どの知的財産権者は、警察機関に対して刑事上の告発を行っている。それは何故かと言うと、より効率的で且コストダウンすることが出来るからである。警察はその案件の証拠集めの責務を負っている。しかし、知的財産権者は警察に対して、侵害の事前証拠を提示しなければならない。その証拠とは、例えば下記の通りである。

- ① 侵害品のサンプル
- ② 真正品のサンプル
- ③ 侵害が行われた場所
- ④ 知的財産権者がその侵害を受けた知的財産権の独占権を有していることを示す書類
 - a. 著作権の場合：著作権が最初に公開されたことを示す書類、もしくは DIP により証明された著作権の記録
 - b. 商標の場合：商標登録証書
 - c. 特許の場合：タイでの特許登録証書。明細書、クレーム
- ⑤ 委任状の原本
- ⑥ その他

捜査及び取り締まり：

警察機関がその違反について一応真実であるとみなされるような事実を認めた場合（*prima facie*）、警察は裁判所に捜査令状を発行するよう要求する。もし捜査令状が発行された場合、警察は知的財産権者の代理人（例えば弁護士、捜査員など）と共に、侵害者の家屋へ取り締まりを行い、侵害品を押収し、責任者を逮捕する。（これは取り締まりのときである）

捜索及び押収が行われた後、警察は関係者（当事者）全員からの供述書を取り、さらなる証拠を集める。違反者の訴追を具申すべく、検察官への具申案を準備する。

取り締まりの効率を図るため、知的財産権者は、機関の要請に従って、補充証拠を提供する。さらに知的財産権者は、必要に応じて代理人に侵害品の特定を指示したり、適した者にその侵害品を検査させたりする。

警察による告発の有無の決定：

警察が本件に罪状がある、と判断した場合、警察は裁判所に告訴するよう、検察官に対し告訴状を提出する。

裁判での審理（知的財産権者の参加の可能性）：

知的財産権者は、検察官と共に、共同告訴者として参加することが出来る。共同原告として参加することにより、押収された侵害品が破壊されたか、処分されたかについて、刑事手続きが終了した時点で確実にする。

判決：

事件が裁判まで進み、侵害者がその罪状を認めた場合、もしくは裁判所により罪状を決定した場合、その侵害品は裁判所に没収され、最終的には破壊される。

アントン・ピラー命令：

刑事告発を行うとき、先ほどの妨害に対処する試みとして、IP・IT裁判所に提起される訴訟に先んじて、失われたり移動され侵害者に隠匿される可能性のある証拠を確保するため、侵害を受けた者は、緊急に証拠を差し押さえるために、IP・IT裁判所に捜査令状（アントンピラー型命令としてよく知られている）を発行するよう、IP・IT裁判所に請願することが出来る。

請願書において、侵害を受けた者は、もし、他者もしくは関係者が事前に気づいたとき、その証拠が破壊、損失、もしくはその他の理由により、後日提出することが出来ないほどに緊急な状況であることを示す事実を供述しなければならない。

もしIP・IT裁判所は、そのような捜査令状の発行を許可する場合、IP・IT裁判所は、起こる可能性のあるあらゆる損害に対する担保を、IP・IT裁判所が適当とみなす期間と条件のもとで侵害を受けた者が提供するよう、侵害を受けた者に対して命じなければならない。捜査令状が発行され、IP・IT裁判所からの取り締まり命令が出された場合、捜査官は、侵害を受けた者又は侵害を受けた者の代理人と共に、目的地の家屋にて捜索を行うことが出来る。

侵害の事実証明（Burden of proof）：

原告は、知的財産侵害事件に於いて、侵害の事実証明を行う責任がある。刑事事件では、侵害の事実証明の割合はとても高い。もし何らかの適当な疑いが生じたとき、その疑いから利益を得るのは、告発された側である。その場合には、その犯罪が確かに犯され、かつ告発された者がその犯罪を行ったというのを裁判所が完全に満足しない限り、有罪判決が出されることは無い。

訴訟の解決の可能性：

訴訟が提起された後、知的財産権者は違反者とは協議しなくて良い。訴訟は判決に至るまで検察官によって取り仕切られる。裁判所の外での和解は知的財産侵害事案では不可能だが、著作権侵害の場合は例外である。

著作権法では、著作権者は告訴を取り下げ、さらに個人的に訴訟和解することが出来る。この場合の和解は、刑事手続き中いつでも行ってよいが、判決が下される前で無ければならない。さらに、IP・IT裁判所から違反者宛に取り立てられる刑事上の罰金の半額は著作権者に支払われなければならない、と定められている。

手続きにかかる時間：

一般的に、違反者が裁判のときに罪状を認める場合を除いて、刑事手続きはIP・IT裁判所にて1年ぐらにかかる。しかし、もし違反者が罪状を認めた場合には、アレイメント（起訴認否手続き）、罪状認否、刑の言い渡しは1回の審問にて行われる。

費用：

侵害者に対する刑事事件手続きに掛かる費用を見積もるのは困難である。なぜなら、ケースバイケースであり、その事件の複雑さや、かかる時間によって異なるからである。

知的財産権者がIP・IT裁判所に訴状を提出することによって刑事事件の訴訟を選択するとき、裁判所へ支払う手数料は小額であるが、訴訟、弁護士費用、その他雑費についての費用予測は難しい。また、殆どの費用は、刑事訴訟が警察組織によって提起される場合のレイド（警察の手入れ）の執行から発生する。従って、ターゲットの選定やその他発生する複雑な事情があるため、見積もりは尚のこと困難である。

控訴：

裁判所の判決もしくは命令に対する控訴は、宣告日から起算して1ヶ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。刑事事件で法が最長3年以下の禁錮刑もしくは最高6万タイバーツの罰金、又はその両方を科している場合、事実関係の問題（Question of fact）についてのIP・IT裁判所の宣告に対して控訴することは出来ないが、告発された側が、下記の事実関係の問題について控訴する場合は除く。

- ① 告発された者が、懲役に処せられるか、もしくは懲役の代わりに拘留される場合。
- ② 告発された者が、懲役に処せられるが、懲役が保留される場合。
- ③ IP・IT裁判所が告発された者に有罪を証明しているが、宣告を保留している場合。
- ④ 告発された者が5千タイバーツ以上の罰金を支払うよう命じられた場合。

6-6. 最近の重要な判決例

最高裁判決 No.4085/2003

原告：Microsoft Corp/ VS 被告：First Comp System Co.,Ltd.

案件：著作権侵害事案

〔概要〕

著作権侵害事案の原告は、民事・刑事の両方について訴訟手続きを行った。原告が刑事訴訟を起こしたとき、刑事訴訟手続法が適用された。従って、原告は被告が訴状に記載した通り、違反をしたということについての証明を行わなければならなかった。そして、さらに、自らが被害者であることも証明しなければならなかった。

原告によって提出された証拠は、被告の違反行為が故意によるものであることを明確に示していなかった。原告は Mr.F を雇い、おとり捜査を行った。被告は原告に騙され、違反を行った。従って、原告は、訴訟を提起する権限が無く、法的な被害者ではない。

最高裁判決 No.1774/2006

原告：Whirlpool Corporation Co.,Ltd. Vs. 被告：タイ商務省知的財産局、及び被上訴人12名

(※被上訴人：特許委員会のメンバー)

案件：特許権侵害事案

〔概要〕

年金支払い時期の延長を認めないとする特許委員会の命令を撤回することが妥当かどうか？

IP・IT裁判所は証拠について考察し、被上訴人にはタイの代理人である Tilleke & Gibbins

International Ltd.がいたことが判明したが、被上訴人はタイの上記代理人からのサービスを受けることを望んでいなかった。一方、被上訴人はその義務をCPAに依頼した。

訴状により被上訴人がCPA(USA)に2001年6月2日以内に年金を支払うよう通知することを故意に行わなかったわけではないことは事実であるならば、先の代理人は被上訴人に対して費用若しくはサービス料を支払うべきであったし、被上訴人もCPAにその案件を引き継いだのであれば年金を支払っていなかったことを通知すべきであった。

10年目の年金支払期限が切れたとき、IP・IT裁判所にはCPAが被上訴人のタイ弁理士宛に年金を代わりに支払うよう連絡したように思えたが、実際は、5-9年目の年金もタイの特許代理人により支払いが行われるべきであったし、被上訴人もタイの代理人にCPAの手続きについてその際に連絡を取るべきであった。連絡方法の問題、コンピューターの問題とした言い訳は根拠がない。実際、被上訴人は故意にこの特許の年金を支払わなかったのだと聞こえる。被上訴人の特許番号No.10280の特許を撤回するよう命じた特許委員会の命令についてIP・IT裁判所は支持する。

決定：IP・IT裁判所の決定により、特許番号No.10280の特許登録を撤回し、年金支払いの延長も認めない。控訴費用は放棄されるべきである。